

## 仕様書

### 1 件名

斎場のあり方に関する各種調査等業務委託

### 2 場所

柏市布施 2 8 1 番地の 1

### 3 期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 2 9 日まで

### 4 目的

死亡者の将来推計を行い、その推計結果などの斎場を取り巻く現状を提示したうえで東葛中部地区総合開発事務組合（以下「組合」という。）の関係市（柏市、流山市、我孫子市）市民の火葬・葬儀に関する意識及びニーズ等を確認し、あわせて今後の斎場運営の方針とするための報告書をまとめるものとする。

### 5 業務内容

#### (1) 将来死亡者数等推計

関係各市の人口推計を基に死亡者推計を行い、併せて推計期間における斎場利用データ分析と将来火葬需給の予測を行う。

ア 推計期間：2025年～2065年（5年毎）

イ 算出対象：柏市、流山市、我孫子市

ウ 基準人口：国勢調査人口（2020年10月1日）

エ 斎場利用データ分析と将来需給の予測

死亡者推計及び区域内死亡者の火葬場利用率から将来の需給予測を行うこと。なお、過去の関係市ごとの死亡者数及び火葬件数の実績は当組合から提供する。

オ 報告書には以下の内容を盛り込むこと。

① 推計方法の概要（説明及び解説）

② 人口推計結果（推計方法の解説、関係市毎及び全体の推計結果、今後の見通しに関する見解など）

③ 将来死亡数推計（推計方法の解説、関係市毎及び全体の推計結果、今後の見通しに関する見解など）

#### (2) 市民アンケート

調査票を作成するとともに、5(1)の死亡者推計結果（推計方法の説明を含む）を示したうえで実施すること。

ア 広く火葬に関しての市民意識を問う内容とし、集計結果から市民ニーズをとらえるものとする。

イ アンケート調査結果の分析及び報告書の作成を行うこと。

ウ 設問数は15問程度とする。設問内容は受託者と協議のうえ

決定する。

エ アンケート送付総数 7,000件（関係市合計），想定回収率は30%とする。

オ 発送先及び発送は関係市（柏市，流山市，我孫子市）から行うが，回答書送付先は受託者とする。

業務内容ごとの区分は下表のとおりとする。

業務内容 （作業等経費を含む）	受託者	組合・ 組合関係市
アンケート・封筒等印刷 アンケート封入	○	
アンケート発送 （抽出作業，発送・返送費用 含む）		○
アンケート回収 （想定回収率 30%）	○	

(3) 斎場運営の方向性に関する報告書

5 (1)(2)の結果を踏まえ，今後の斎場運営の方向性（火葬需要への対応方法及び運営）についての報告書を作成すること。

6 契約及び支払方法

(1) 契約方法

総価契約

(2) 支払方法

組合は，当該業務の請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。ただし，業務受託者は請求書を提出する前に，本組合から業務完了検査を受けなければならない。

(3) 支払回数

1回

(4) 契約時の提出書類

ア 着手関係書類

受注者は，業務の着手にあたり，契約締結後速やかに，着手届，委託業務担当者届，契約金額内訳明細書，工程表，下請業者選任届を提出する。

イ 業務計画書

業務計画書は，本業務に関するプロポーザルの提案内容を踏まえ，発注者との協議のうえ，以下の項目を記載した業務計画書を作成し，承認を得るものとする。

(ア) 業務実施方針

(イ) 業務体制計画（主任技術者・担当技術者体制及び緊急時連

絡体制を含む)

ウ 打ち合わせ計画

エ その他必要な事項

なお、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、発注者に提出しなければならない。

## 7 成果品

### (1) 成果品

本業務において作成した、下記の項目における関係資料を報告書としてまとめ、電子データにて提出する。

項目		数量	規格・形式
業務報告書		1部	CD-R等の記録媒体とする。 なおデータは、編集可能なファイルとPDF形式とすること。
(1)	市民アンケート報告書		
(2)	死亡者等推計報告書（解説書も兼ねること）		
(3)	斎場運営の方向性に関する報告書		
(4)	その他関係資料		

### (2) 成果品の納期

受注者は、業務が完了したときは、検査願届を提出し、発注者の検査を受けたのち、令和6年3月29日までに納品する。

なお、「5(1) 将来死亡者数等推計」のうち、5(1)エについては、アンケート実施時の資料となるため先行して納品すること。

### (3) 成果品の帰属及び管理

第三者が既得している権利以外の成果品は、すべて組合に帰属し、本組合が管理するものとする。また、受注者が成果品を公表しようとする場合は、あらかじめ組合の承認を得なければならないものとする。

### (4) 成果品に対する責任の範囲

成果品の納品後において、受注者の責による内容などの不備又は誤謬が認められる場合は、受注者は速やかに成果品の訂正をしなければならない。また、これに要する費用は、受注者の負担とする。

## 8 その他

### (1) 疑義

受注者は、本仕様書の解釈に疑義がある場合又は明記されていない事項がある場合においては、速やかに組合と協議を行い、そ

の指示に従うものとする。

(2) 秘密の保持

受注者は、業務の遂行により知り得た事項を、第三者に漏らしてはならない。

(3) 資料の貸与及び保管

ア 業務に必要な資料で組合が保有するものについては、これを受注者に貸与するものとする。それ以外の資料については、受注者において収集するものとする。

イ 受注者は、業務の遂行にあたり、組合が貸与した資料について、万全の注意をもって管理し、業務完了後は速やかに組合に返却するものとする。

(4) 本仕様書の扱い

本仕様書は、業務遂行にあたって想定される必要事項を掲載している。そのため、プロポーザルによって、本仕様書4に記載された目的の達成に向け優れた提案があった場合は、受託候補者決定後、その内容に変更又は追加する場合がある。この事を踏まえたうえで、最良の提案を行うこと。

9 担当部署

東葛中部地区総合開発事務組合

ウイングホール 柏斎場 佐藤

電話 04-7131-6649